

令和5年度滋賀県事業内職業訓練センター敷地内剪定等業務

1 業務内容

滋賀県事業内職業訓練センター敷地内の樹木剪定・伐採業務

2 履行場所

滋賀県事業内職業訓練センター（滋賀県大津市南郷五丁目2-14）

3 履行期間

令和5年6月または7月に1回、令和5年9月または10月に1回の全2回

4 概要・目的

滋賀県事業内職業訓練センター（以下「センター」という。）の敷地内樹木剪定管理を行うことにより、長期にわたり景観を維持することを目的とする。

5 作業の内容

- (1) 剪定・伐採
- (2) 作業箇所の除草
- (3) 清掃
- (4) 処分 剪定・伐採・除草・清掃等により発生した樹木等は運搬及び処分すること

6 作業を行う場所

別添1 位置図のとおり

見積書提出までに、作業場所にて樹木等の確認を必ず行うこと。

【参考】

種別	細別	数量	摘要
高木剪定（落葉樹）	幹周：30 c m未満	2本	サザンカ等
高木剪定（落葉樹）	幹周：30 c m以上 60 c m未満	2本	サルスベリ等
中木剪定	1.0m～1.5m	2本	ヤツデ等
中木剪定	0.5～1.0m	15本	キンモクセイ等
中低木剪定	玉物 1.0m内外	7本	サツキツツジ等
中低木剪定	玉物 2.0m内外	3本	ツツジ等
中木	生垣剪定 1.8m	16.5m	カナメ
寄植剪定	0.6m内外	85 m ²	サツキツツジ等

7 作業に伴う一般事項

(1) 作業可能時間

原則として、作業は土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分の間に行うこと。

ただし、天候等により、業務に支障をきたす場合には、センター管理者と事前に協議し上記の時間外に行うことができる。

(2) 作業の着手

作業の着手にあたっては、事前に十分な打ち合わせおよび協議を行うこと。

また、作業日の設定については、業務に支障のないようセンター管理者とも事前に十分な打ち合わせを行うこと。

(3) 作業写真

作業写真はカラーとし、作業前、完成時の内容が明確にわかるものを提出すること。

(4) 産業廃棄物の処理

作業に伴い発生した産業廃棄物は、関係法令を遵守して適切に処理すること。

(5) 安全対策

作業の実施にあたっては、センター管理者と協議を行い、施設利用者や建物その他施設に損害を与えないよう、また施設運営に支障のないよう安全に十分配慮を行うこと。